

請負工事等契約および変更内容

課 名 土木建設課
 担当業務 建設改良係

契約名	木戸川東線道路改良(補償)工事		
施行場所	安来市安来町	概要	
		玄関ドア補償	1箇所
種別及び概要	種別 一般土木工事	信号機移転補償	1式
随意契約の理由	本工事は、既発注の木戸川東線道路改良工事と同一施工箇所において民家の玄関ドアの補償工事及び信号機移転補償工事を行うものである。そのため、両工事が干渉し、一体としての施工計画検討が必要となった。 既発注工事の請負業者である(有)松原組が施工することで工事全体の整合性を取ることができ、且つ個人所有物の施工責任の所在を明確化できる。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により木戸川東線道路改良工事を請け負っている(有)松原組と随意契約を締結するもの。		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市安来町811-6 (有)松原組 代表取締役 松原一夫	
契約金額	2,484,000円	着手	完成
		契約締結日の翌日	平成30年3月26日

第 1 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 2 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 3 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後